

議案第48号

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

さいたま市立高等看護学院条例（平成13年さいたま市条例第190号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入学金及び授業料の減免及び猶予)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入学金若しくは授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</u></p> <p>(1) <u>大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の認定を行ったとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に定めるもののほか、市長がやむを得ない事情があると認めるとき。</u></p>	<p>(入学金及び授業料の免除及び猶予)</p> <p>第9条 市長は、<u>経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、入学金若しくは授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</u></p>
<p>(入学検定料等の不還付)</p> <p>第10条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、<u>還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>法第8条第1項の減免を行うとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p>	<p>(入学検定料等の不還付)</p> <p>第10条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、<u>還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。